

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 2 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500628号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500242号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年10月1日から平成16年6月1日まで

A社の代表取締役であった期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が16万円と記録されているが、請求期間当時に大きく給与が下がったり、ここまで標準報酬月額を下げたりした覚えがない。当時の資料はないが、標準報酬月額が相違していると思うので、調査して、当該標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主である請求者は、請求期間に係る標準報酬月額を62万円から16万円まで下げた覚えがないと主張しているが、厚生年金保険の記録により、請求者の請求期間に係る月額変更届による平成15年10月1日の随時改定は、当該改定月の前の同年9月16日に処理されていることが確認できることから、当該月額変更届の事務処理に不自然な点は認められない。

また、B市から提出された平成15年分及び平成16年分の「所得・課税証明書」により、請求者の平成15年分の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できることから、厚生年金保険の記録により、平成15年分の給与収入額及び社会保険料控除額を推計したところ、当該証明書により確認できる給与収入額及び社会保険料控除額とほぼ一致していることから、請求者の請求期間に係る平成15年10月1日の随時改定は適正なものであると考えられる。

一方、上記証明書により、請求者の平成16年分の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できるが、厚生年金保険の記録により、平成16年分の給与収入額及び社会保険料控除額を推計したところ、給与収入額は当該証明書により確認できる給与収入額とほぼ一致しているが、社会保険料控除額は当該証明書により確認できる社会保険料控除額よりも低額となっている。

しかしながら、請求者の請求期間に係る各月の社会保険料控除額を確認できる貸金台帳等はないことから、請求者の請求期間に係る各月の社会保険料控除額を推計することはできない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500765号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500243号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月1日から平成3年8月1日まで

A社のB営業所にトラックのドライバーとして勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与の約半分の額で記録されている。当該記録には納得がいかないので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和58年4月1日から平成2年12月1日までの期間については、請求者はC銀行と取引をしていた旨陳述しているが、当該銀行は請求者との取引について「該当なし」と回答しているため、事業主により給与が振り込まれたかについて、確認することができない。

一方、請求期間のうち、平成2年12月1日から平成3年8月1日までの期間については、D銀行から提出された請求者の預金取引履歴明細表により、厚生年金保険の記録から確認できる標準報酬月額より高い額の給与が事業主により振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、上記預金取引履歴明細表の給与振込額(約20万円から約48万円まで)は一定していないことが確認できるほか、請求者及びA社における複数の従業員は、ドライバーによって日給額や手当が違う旨陳述していることから、当該振込額をもって、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保管していないと陳述している上、事業主に請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除等について照会したが、回答は得られない。

さらに、E市役所は、請求者の請求期間に係る社会保険料の控除に関する書類について、保存期間が経過している旨回答している。

加えて、厚生年金保険の記録からは、請求者の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの形跡は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。